

茨城県報

第6182号

昭和48年12月24日

月曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目次

告 示

	ページ
●身体障害者福祉法による医師の指定等(障害福祉課)	1
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課)	3
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課)	3
●保安林の指定解除(林業課)	5
●土地改良事業の認可(3件)(農地管理課)	6
●換地処分があつた旨の届出(3件)(")	6
●土地改良区設立の認可(")	7
●土地改良区解散の認可(3件)(")	7
●清算人の就任(3件)(")	8
●事業の認定(用地課)	10
●道路区域の変更(道路維持課)	10
●道路の供用開始(")	11
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所)	11
●計量器定期検査執行区域等の指定(計量検定所)	13
●計量器定期検査の執行(")	14

訓 令

(教育委員会)

●茨城県教育庁等服務規程の一部改正	15
-------------------------	----

公 告

●茨城県立看護専門学校入学試験の実施(医薬務課)	17
●土地立ち入り測量(2件)(用地課)	20
●都市計画図書の縦覧(都市計画課)	21
●建築許可に関する聴聞(2件)(建築指導課)	21
●道路位置の指定(")	22

告 示

茨城県告示第1245号

身体障害者福祉法第15条第1項の規定に基づく医師の指定等について次のとおり公示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 医師の指定

種 目	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先
じん臓 機能障害	内 科	田 代 昭 男	水戸市大町2丁目 1番40号	国家公務員共済組合連 合会 水 府 病 院
"	外 科	石 井 宏	水戸市三の丸3丁目 12番48号	総合病院 水戸赤十字病院
聴覚障害	耳鼻咽喉科	新 井 泰	水戸市南町3丁目 2番51号	新 井 耳 鼻 咽 喉 科 医 院
じん臓 機能障害	泌尿器科	染 野 敬	水戸市東原3丁目 2番1号	国 立 水 戸 病 院
し体不自由	外 科	渡 辺 宏	東茨城郡小川町 中延651番地の2	国民健康保険 茨 城 中 央 病 院
聴覚障害	耳鼻咽喉科	大 角 晶 彦	稲敷郡阿見町 大字阿見3920番地	総合病院 東京医科大学霞ヶ浦病 院
し体不自由	外 科	相 馬 哲 夫	"	"
じん臓 機能障害	内 科	中 野 徹	"	"
し体不自由	"	川 俣 宗 夫	新治郡千代田村 中志筑1328番地	川 俣 医 院
"	"	根 本 丘 宇 司	久慈郡金砂郷村 花房245番地	根 本 医 院
心臓、呼吸器 機能障害	"	溝 口 和 典	結城郡石下町 本石下118番地	溝 口 病 院
じん臓 機能障害	"	岡 山 謙 一	土浦市下高津町 760番地	国 立 霞 ヶ 浦 病 院
"	"	今 高 国 夫	"	"

2 医師の住所変更

氏 名	新 住 所	新 勤 務 地	旧 住 所	旧 勤 務 地
入 江 邦 夫	水戸市中丸町 213番地	入江クリニック	水戸市三の丸 3丁目12番48号	総合病院 水戸赤十字病院
岩 崎 三 生	土浦市下高津町 760番地	国立霞ヶ浦病院	那珂郡東海村 村松4の20	国立療養所 村松晴嵐荘

3 指定医師の取消し

種 別	診療科目	氏 名	住 所	勤 務 先	理由
し体不自由	外 科	星 野 一 郎	東茨城郡小川町大字 中延651番地の2	小川町国民健康保険 茨 城 中 央 病 院	退職

聴覚障害	耳鼻咽喉科	天 野 誠	稲敷郡阿見町 大字阿見3920番地	総合病院 東京医科大学霞ヶ浦 病院	"
"	"	柳 生 三 郎	"	"	"

茨城県告示第1246号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申し出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項により告示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

機関番号	申出受理 年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項 受理年月日	申出 受領 範囲
011.014.8	48.11.20	山上眼科医院	山上 鎮 夫	水戸市三の丸1 丁目4番54号	48.11.20	全 国
362.055.6	48.11.8	服部病院	服部 君 代	鹿島郡鹿島町宮 中東山1995の24	48.11.8	"

茨城県告示第1247号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条に基づき保険医療機関及び保険薬局の指定に関し次の事項を告示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
医 科					
011.014.8 48.11.20	山上眼科医院	眼	水戸市三の丸 1丁目4番54号	山上 鎮 夫	移 転 (56号→ 54号)
362.055.6 48.11.8	服部病院	内, 外, 整外, 皮, 小, 胃	鹿島郡鹿島町宮中 東山1995の24	服部 君 代	開設者変更 (博之→ 君代)
011.009.8 48.12.1	茨城県精神衛生 センター	精, 神	水戸市三の丸 1-3-17	岩 上 二 郎	再 指 定
012.055.0 "	朝 倉 医 院	外, 整外, 内, 皮, 泌, 放	" 塩町1183	朝 倉 善 男	"
022.041.8 "	坂 本 "	内, 小	日立市日高町2-31	坂 本 正 義	"

022.053.3 "	井村外科医院	外, 胃, 整外, 内, 小, 麻	" 水木町 南前野912	井村年晴	"
032.061.4 "	広田外科胃腸科 医院	外, 胃, 肛, 整外, 脳神外, 皮, 放, 理診, 麻, 循	土浦市西門町2678	広田精三	"
032.060.6 "	伊野整形外科病 院	整外	" 真鍋町白幡 2225	伊野林斉	"
042.033.1 "	高橋外科医院	外, 整外, 皮	古河市大字東233の1	高橋守彦	"
042.039.8 "	西村外科医院	外, 皮	" 北新町6054	西村敏彦	"
052.027.0 "	山王台病院	胃, 外, 内, 肛	石岡市石岡小川道 3873	幕内春義	"
072.015.1 "	箕浦医院	内, 外	結城市結城2979	箕浦通夫	"
082.020.9 "	西新道外科医院	外, 胃, 整外	竜ヶ崎市根町 3617の1	平尾正	"
092.015.7 "	小泉医院	内, 外, 皮泌, 放	那珂湊市一丁目 5978の2	小泉全孝	"
112.019.5 "	片野皮膚科内科 医院	皮, 内, 小	水海道市橋本町3571	片野亘敏	"
142.011.6 "	青沼外科医院	外, 整外, 皮泌	高萩市春日町2の42	青沼健雄	"
312.029.2 "	福永医院	内, 小	東茨城郡茨城町 海老沢20	福永友三郎	"
372.016.6 "	根本 "	内, 小, 外	行方郡玉造町甲 316の2	根本 閔一	"
372.024.0 "	鍛持外科医院	外	" 麻生町麻生 1555-4	鍛持 守	"
382.024.8 "	岡部医院	内, 小, 外, 皮	稲敷郡阿見町阿見 2223-8	岡部正明	"
392.025.3 "	大槻 "	内, 小	新治郡出島村深谷873	大槻直寿	"
392.026.1 "	川俣 "	"	" 千代田村 中志筑	川俣宗夫	"
412.023.4 "	原田 "	内, 外, 産婦	真壁郡明野町村田	原田 滋	"
412.026.7 "	塚田 "	内, 小	真壁郡真壁町飯塚 97-1	塚田 浩一	"
432.028.9 "	起生堂 吉田医院	内, 小, 精, 神	猿島郡猿島町生子	吉田富三	"
442.011.3 "	博採堂 "	小, 内, 外, 産婦, 耳咽	北相馬郡守谷町 野木崎	染谷鶴寿	"

歯 科					
013.034.0 48.12.1	江橋 歯科医院	歯	水戸市元吉田町 同心町1630	江橋 長光	再指定
013.040.7 48.11.24	小林 "	"	" 南町 3-4-48	小林 岳敏	"
013.047.2 48.11.20	大金 "	"	" " 1-3-8	大金 進	"
013.048.0 48.12.1	飯野 "	"	" 金町 3-1-25	飯野 政臣	"
013.058.9 "	竹内 "	"	" 大工町 3-9-29	竹内 昌司	"
083.010.5 48.11.17	大久保 "	"	竜ヶ崎市栄町4332	大久保 泰男	"
113.006.7 48.11.20	永野 "	"	水海道市三坂町 1834の1	永野 三枝	"
153.009.2 48.12.1	加藤 "	"	北茨城市磯原町磯原	加藤 祐之	"
323.010.5 "	目黒 "	"	西茨城郡岩瀬町岩瀬	目黒 英治	"
413.013.0 48.11.24	柴崎 歯科 新治 診療所	"	真壁郡協和町新治	柴崎 豊	"
薬 局					
014.037.0 48.12.1	(有)八木薬局 南町支店	調 剤	水戸市南町 1-4-12	八木 進	再指定
024.030.3 "	小野 薬局	"	日立市千石町 1-5-11	小野 なか	"
164.005.5 "	稲田 "	"	笠間市稲田石ヶ崎 4127の1	日向寺 京子	"
424.004.4 "	森田 "	"	結城郡千代川村宗道	森田 清	"

茨城県告示第1248号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 解除する保安林の所在場所

鹿島郡旭村大字荒地字高峠476, 大字沢尻字後山234・234の1 (以上3筆について、次の図に示す部分に限る。), 大野村大字荒野字谷原中300, 大字大小志崎字浜山650

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第1249号

昭和48年10月2日付で竜ヶ崎市農業協同組合長諸岡茂から認可申請のあつた板橋東地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年12月15日認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1250号

昭和48年9月19日付で鶴戸沼土地改良区から申請のあつた鶴戸沼地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和48年12月15日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1251号

昭和48年6月26日付で豊里町長比毛政章から認可申請のあつた沼崎地区土地改良事業を昭和48年12月15日付で土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから、同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1252号

昭和48年10月3日付農管指令第220号をもつて認可した石下町宮崎房地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1253号

昭和48年10月2日付農管指令第217号をもつて認可した土浦市外十五ヶ町村土地改良区・羽成地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1254号

昭和48年7月9日付農管指令第187号をもつて認可した笠間市西大淵地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1255号

猿島郡猿島町大字山2730番地に事務所を置く入沼土地改良区の設立を土地改良法第10条第1項の規定により昭和48年12月10日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1256号

行方郡潮来町大字大賀458番地に事務所を置く大賀土地改良区は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により昭和48年12月15日付解散の認可をしたので、同法同条第3項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1257号

行方郡潮来町大字大生588番地に事務所を置く北浦土地改良区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により昭和48年12月15日付解散の認可をしたので、同法同条第3項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1258号

稲敷郡桜川村大字三次 355 に事務所を置く三次土地改良区については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により昭和48年12月25日付で解散の認可をしたので、同法同条第3項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県告示第1259号

大賀土地改良区の解散にともない、次の者が清算人に就任した旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	備 考
行方郡潮来町大字大賀713	小 堤 宗 雄	
" " " 168	箕 輪 宏	
" " " 260	箕 輪 安 之	
" " " 776	郡 司 丑 之 助	
" " " 456	小 堀 保 次	
" " " 514	松 兼 寛	
" 麻生町大字矢幡105	折 笠 仲 衛 門	

茨城県告示第1260号

北浦土地改良区の解散にともない、次の者が清算人に就任した旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住 所	氏 名	備 考
行方郡潮来町大字大生86	田 口 義 夫	
" " " 59	大 川 丈	
" " " 587	松 信 武 夫	
" " " 576	石 津 貢	
" " 大字釜谷244	飯 島 明	

"	"	"	66	高	橋	三	郎
"	"	"	461	大	津	嘉	平
"	"	"	73	岸	根	栄	治
"	"	大字大貫163		箕	輪	幸	喜
"	"	"	636の1	小	沢	一	男
"	"	大字水原276		川	尻	政	夫
"		麻生町大字矢幡559		谷	田	川	亀
					川	亀	吉

茨城県告示第1261号

三次土地改良区の解散により、次の者が清算人に就任した旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

住	所	氏	名	備	考
稲敷郡桜川村大字三次1203		糸	賀 一	作	
"	"	宮	本	晃	
"	"	村	田 与	助	
"	"	坂	本	進	
"	"	蕪	内 長	一	
"	"	糸	賀 敬	助	
"	"	森	山 幸	吉	
"	"	糸	賀	覚	
"	"	山	木	仁	
"	"	糸	賀	直	
"	"	宮	本	弘	
"	"	坂	本 武	夫	
"	"	佐	藤	平	
"	"	糸	賀 藤 兵衛		
"	"	坂	本 恭	助	
"	"	坂	本 隆	夫	
"	"	松	田 和	雄	

茨城県告示第1262号

土地収用法 (昭和26年法律第 219 号) 第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 谷 和 原 村
- 2 事業の種類 谷和原村役場庁舎建設事業
- 3 起 業 地
 - (イ) 収用の部分 茨城県筑波郡谷和原村大字加藤字内郷耕地地内
 - (ロ) 使用の部分 な し
- 4 土地収用法第26条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
谷和原村役場

茨城県告示第1263号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和48年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 西小埜石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
西茨城県岩瀬町大字友部 字水代201番から	旧	メートル 最大 9.0	メートル 1,621.0	
西茨城県岩瀬町大字松田 字表409番まで		最小 4.5		
西茨城県岩瀬町大字友部 字水代201番から	新	最大 9.0	1,621.0	
西茨城県岩瀬町大字松田 字表409番まで		最小 4.5		
西茨城県岩瀬町大字友部 字宮前1499番から		最大 25.0	750.0	
西茨城県岩瀬町大字松田 字表409番まで		最小 9.0		

茨城県告示第1264号

道路法 (昭和27年法律第 180 号) 第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和48年12月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 西小埜石岡線
- 2 供用開始の区間 西茨城郡岩瀬町大字友部字西石1774番から
西茨城郡岩瀬町大字松田字表409番まで
- 3 供用開始の期日 昭和48年12月24日

茨城県告示第1265号

東茨城郡茨城町大字小堤1743番地の 5 に事務所をおく石崎台地土地改良区から下記のとおり役員が退任した旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県水戸土地改良事務所長 銭 谷 守 雄

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡茨城町大字中石崎503	理 事	海老沢 信 男	

茨城県告示第1266号

新治郡出島村大字戸崎 804 番地の 1 に事務所をおく戸崎土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨届け出があつたので、土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和48年12月24日

茨城県土浦土地改良事務所長 山 崎 三 郎

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字戸崎746の内の 1	理 事	野 口 交	理 事 長
" " " 784の 1	"	飯 田 家 直	副 理 事 長
" " " 994 995 合併	"	鈴 木 春 雄	
" " " 970の 1	"	木田余 武	

"	"	"	749	"	白 鳥 文 雄	
"	"	"	802	"	羽 成 広	
"	"	"	833	"	椎 名 道 明	
"	"	"	955の内の1	"	鈴 木 喜久雄	
"	"	"	1107	"	羽 成 忠 徳	
"	"	"	788	"	貝 塚 忠 久	
"	"	"	674の2	"	大久保 広	
"	"	"	736	"	飯 田 孝 徳	
"	"	"	963	"	来 栖 直 士	
"	"	"	1115	"	飯 嶋 明	
"	"	"	1323の1	"	来 栖 和 英	
"	"	"	1317	"	斉 藤 一 男	
"	"	"	1631	"	橋 本 誠	
"	"	"	1589	"	伊 坂 薫	
"	"	"	大字加茂75	"	飯 島 田鶴子	
"	"	"	大字戸崎975	監 事	市 村 重 良	総括監事
"	"	"	146	"	飯 田 禎	
"	"	"	1586	"	大和田 喜 伴	
"	"	"	大字加茂26の2	"	飯 島 武	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡出島村大字戸崎746の内の1	理 事	野 口 交	理 事 長
" " " 784の1	"	飯 田 家 直	副 理 事 長
" " " 1114の1	"	来 栖 仁	
" " " 1190	"	久保田 常 蔵	
" " " 754	"	飯 島 隆 雄	
" " " 1563	"	橋 本 利 雄	
" " " 682	"	飯 田 利 雄	
" " 大字加茂10の2	"	塚 本 輝 雄	
" " 大字戸崎994の1	"	鈴 木 春 雄	
" " " 759	"	黒 田 啓	
" " " 942	"	塚 本 輝 雄	
" " " 962	"	大 野 章 吾	
" " " 802	"	羽 成 広	
" " " 1341	"	天 谷 一 之	

"	"	"	802の2	"	塚 本 久 男	
"	"	"	719の2	"	大和田 義 久	
"	"	"	815	"	塚 本 和 衛	
"	"	"	1317	"	斉 藤 一 男	
"	"	"	1586	"	大和田 喜 伴	
"	"	"	945の1	"	塚 本 美 昭	
"	"	"	970の1	監 事	木田余 武	総 括 監 事
"	"		大字加茂9	"	塚 本 実	
"	"		大字戸崎1115	"	飯 嶋 明	
"	"	"	146	"	飯 田 禎	
"	"	"	975	"	市 村 重 良	

茨城県告示第1267号

竜ヶ崎市ならびに東茨城郡各町村に対する計量器定期検査執行につき、計量法第141条および第142条の規定により執行区域、器物提出の日時、場所を次のとおり指定し計量法第143条の規定により公示する。ただし、計量法第139条第1項ただし書に該当する計量器は提出を要しない。

昭和48年12月24日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

執行区域	器 物 提 出 の 日 時	器 物 提 出 の 場 所
竜ヶ崎市	昭和49年2月12日から(午前9時30分から) 2月15日まで(午後3時まで)	竜ヶ崎市(竜ヶ崎地区)臨時計量検査所
	" 2月18日 (午前9時30分から) " 11時30分まで	" (八原地区) "
	" " (午後1時から) " 3時まで	" (長戸地区) "
	" 2月19日 (午前9時30分から) " 午後3時まで	" (大宮地区) "
	" 2月20日 (")	" (北文間地区) "
	" 2月21日 (")	" (川原代地区) "
	" 2月22日 (")	" (馬川柴地区) "
	" 2月25日から(") " 2月28日まで(")	茨 城 県 計 量 検 定 所
御前山村	" 2月4日 (午前10時から) " 11時30分まで	御前山村(長倉地区)臨時計量検査所
	" " (午後1時から) " 3時まで	" (伊勢畑地区) "
	" 2月5日 (午前10時から) " 午後3時まで	" (野口地区) "
桂 村	" 2月6日 (午前10時から) " 11時30分まで	桂 村(坏地区) "
	" " (午後1時から) " 3時まで	" (岩船地区) "
	" 2月7日 (午前10時から) " 午後3時まで	" (沢山地区) "

常北町	"	2月8日	(午前10時から " 11時30分まで)	常北町(西郷地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(小松地区)	"
	"	2月12日	(午前10時から 午後3時まで)	"(石塚地区)	"
内原町	"	2月13日	(午前10時から " 11時30分まで)	内原町(中妻地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(經淵地区)	"
	"	2月14日	(午前10時から 午後3時まで)	"(下中妻地区)	"
美野里町	"	2月15日	(")	美野里町(竹原地区)	"
	"	2月18日	(")	"(堅倉地区)	"
	"	2月19日	(")	"(所在場所)	"
小川町	"	2月20日	(午前10時から " 11時30分まで)	小川町(橘地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(白河地区)	"
	"	2月21日から 2月22日まで	(午前10時から 午後3時まで)	"(小川地区)	"
茨城町	"	2月25日	(午前10時から " 11時30分まで)	茨城町(沼前地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(石崎地区)	"
	"	2月26日	(午前10時から " 11時30分まで)	"(上野合地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(川根地区)	"
大洗町	"	2月27日	(午前10時から 午後3時まで)	"(長岡地区)	"
	"	2月28日	(午前10時から " 11時30分まで)	大洗町(大貫地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(夏海地区)	"
常澄村	"	3月1日から 3月4日まで	(午前10時から 午後3時まで)	"(磯浜地区)	"
	"	3月5日	(午前10時から " 11時30分まで)	常澄村(大場地区)	"
	"	"	(午後1時から " 3時まで)	"(下大野地区)	"
東茨城郡 全町村	"	3月6日	(午前10時から 午後3時まで)	"(稲荷地区)	"
	"	3月11日から 3月14日まで	(")	茨城県計量検定所	

茨城県告示第1268号

竜ヶ崎市ならびに東茨城郡各町村に対し、記量法第142条ただし書に該当する計量器の定期検査を執行するので計量法第143条の規定により次のとおり公示する。

昭和48年12月24日

茨城県計量検定所長 畑 山 桂

1 定期検査実施の期日

昭和49年2月4日から昭和49年3月15日まで

- 2 定期検査実施の場所
計量器の所在の場所

訓 令

(教 育 委 員 会)

茨城県教育委員会教育長訓令第11号

茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和48年12月24日

茨城県教育委員会教育長 成 瀬 孟 男

茨城県教育庁等職員服務規程の一部を改正する訓令

茨城県教育庁等職員服務規程 (昭和41年茨城県教育委員会訓令第5号) の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

(職員き章)

第8条の2 職員は、常に職員き章 (様式第5号の2。以下「き章」という。) を上衣の左えり部又は左胸部につけなければならない。

2 き章は、職員に貸与するものとする。

3 職員は、き章を紛失し、又はき損したときは、すみやかに職員き章紛失・き損届 (様式第5号の3) を提出し、再貸与を受けなければならない。

4 職員が、その身分を失つたときは、き章を返還しなければならない。ただし、死亡の場合は、所属長において返還の事務手続をとるものとする。

5 総務課長は、職員き章貸与台帳 (様式第5号の4) を備えておかななければならない。

様式第5号の次に次の3様式を加える。

様式第5号の2 (第8条の2第1項関係)



形 状 直径13ミリメートルの円形

材 質 銀

仕 様 県マーク部分はつや出し加工, その他の部分は黒色

様式第5号の3 (第8条の2第3項関係)

職 員 き 章 紛 失 ・ き 損 届

年 月 日

茨城県教育委員会教育長殿

勤務課所

職 氏 名 (印)

再 貸 与 申 請 の 原 因

紛 失 き 損

理 由 (具体的に)

再貸与処理	総 務 課				経 由
年 月 日 (印)	課長	補佐	係長	係	

B 5 縦長

様式第5号の4 (第8条の2第5項関係)

職員き章貸与台帳

(表面)

職 名	氏 名	勤 務 課 所	貸 与 年 月 日	摘 要 (再 貸 与 年 月 日)

B5横長

(裏面)

職 名	氏 名	勤 務 課 所	貸 与 年 月 日	摘 要 (再 貸 与 年 月 日)

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

●茨城県立看護専門学校入学試験の実施

昭和49年度茨城県立看護専門学校入学試験を、次のとおり実施する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

第1 茨城県立中央看護専門学校

- ・ 保健助産学科

1 試験期日

昭和49年2月1日 (金) 午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 学科試験 国語, 看護学, 一般常識, 作文
- (2) 面 接 (必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員 25人

5 受 験 資 格

昭和19年4月以降出生の女子で, 次の各号の一に該当する者

- (1) 文部大臣又は厚生大臣の指定した看護婦学校又は養成所を卒業した者又は昭和49年3月卒業見込みの者
- (2) 厚生大臣の免許を受けた看護婦

6 受験願書締切期日及び出願場所

- (1) 願書締切期日 昭和49年1月26日午後5時まで (郵送の場合は1月26日の消印まで有効)
- (2) 出 願 場 所 茨城県立中央看護専門学校 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

7 出願手続書類等

- (1) 入学願書 (本校所定の用紙)
- (2) 資格証明書1通 (看護婦学校又は養成所の卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は看護婦免許証の写し)
- (3) 成績証明書1通 (看護婦学校長又は養成所長発行のもの)
- (4) 内申書1通 (看護婦学校長又は養成所長発行のもので本校所定の用紙)
- (5) 推薦書1通 (現在勤務中の者のみとし, その所属長発行のもので本校所定の用紙)
- (6) 写真1葉 (上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書にちよう付すること。)
- (7) 健康診断書1通 (本校所定の用紙) 直接撮影の胸部X線フィルムを添付のこと。
- (8) 受験料 不 要

- ・ 臨床看護学科

1 試 験 期 日

昭和49年2月8日 (金) 及び9日 (土) 各日午前8時30分から

2 試 験 場 所

茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

茨城県立中央看護専門学校

3 試 験 科 目

- (1) 第1次試験 (学科試験) 2月8日 (金)
国語 (現代, 古文), 数学 I, 理科 (生物, 物理, 化学)

(2) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ) 2月9日 (土)

面接 (必要があるときは身体検査を行う)

4 募 集 人 員 40人

5 受 験 資 格

昭和27年4月以降出生の独身男女子で次の各号の該当する者

- (1) 高等学校卒業者 (昭和49年3月卒業見込みの者を含む。)
- (2) 心身ともに健康で将来看護婦 (士) となるのに適当な者

6 受験願書締切期日及び出願場所

- (1) 願書締切期日 昭和49年1月31日午後5時まで (郵送の場合は1月31日の消印まで有効)
- (2) 出 願 場 所 茨城県立中央看護専門学校 茨城県西茨城郡友部町鯉淵6528番地

7 出願手続書類等

- (1) 入学願書 (本校所定の用紙)
- (2) 最終出身学校卒業証明書又は卒業見込証明書1通
- (2) 成績証明書1通 (最終出身学校在学中のもので同校の校長が発行したもの)
- (4) 内甲書1通 (最終出身学校長発行のもので本校所定の用紙)
- (5) 写真1葉 (上半身脱帽正面名刺型で出願前6カ月以内に撮影したもの。願書にちよう付すること。)
- (6) 健康診断書1通 (本校所定の用紙) 直接撮影の胸部X線フィルムを添付のこと。
- (7) 受験料 不 要

第2 茨城県立水戸看護専門学校

1 試 験 期 日

昭和49年2月13日 (水) から15日 (金) まで各日午前9時から

2 試 験 場 所

茨城県水戸市東原3丁目3番35号
茨城県立水戸看護専門学校

3 試 験 方 法

- (1) 第1次試験 (学科試験) 2月13日 (水)
国語, 数学, 社会, 作文, 看護学
- (2) 第2次試験 (第1次試験合格者のみ)
2月14日 (木), 15日 (金), 面接 (必要があるときは身体検査を行う。)

4 募 集 人 員

臨床看護第一科 (修業年限2年, 昼間) 100人
臨床看護第二科 (修業年限3年, 夜間) 50人

5 受 験 資 格

- (1) 免許を得たのち3年以上の看護業務に従事している准看護婦 (士)

(2) 高等学校を卒業している准看護婦(士)

(昭和49年3月末までに免許取得見込みの者又は卒業見込みの者を含む。)

6 受験願書締切期日及び出願場所

- (1) 願書締切期日 昭和49年2月3日午後5時まで(郵送の場合は2月3日の消印有効)
(2) 出願場所 茨城県立水戸看護専門学校 茨城県水戸市東原3丁目3番35号

7 出願手続書類等

(1) 受験資格(1)に該当するもの

- 1 入学願書(本校所定の用紙)
- 2 准看護婦(士)免許証の写し
- 3 就業証明書, 施設長の発行のもの(本校所定の用紙)
- 4 成績証明書1通(准看護婦学校長又は准看護婦養成所長発行のもの)
- 5 内申書1通(本校所定の用紙)
- 6 写真1葉(上半身脱帽正面名刺型で出願前6ヵ月以内に撮影したもの。願書にちよう付すること。)
- 7 健康診断書(本校所定の用紙)
- 8 受験料 不 要

(2) 受験資格(2)に該当する者

- 1 入学願書(本校所定の用紙)
- 2 准看護婦(士)免許証の写し
- 3 高等学校及び准看護婦養成所の卒業証明書又は卒業見込証明書(卒業又は卒業見込の高等学校が准看護婦養成所に指定されている場合は, 高等学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書のみ)
- 4 成績証明書1通(准看護婦学校又は准看護婦養成所長の発行のもの。)
- 5 内申書1通(本校所定の用紙)
- 6 写真1葉(上半身脱帽正面名刺型で出願前6ヵ月以内に撮影したもの。願書にちよう付すること。)
- 7 健康診断書(本校所定の用紙)
- 8 受験料 不 要

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので, 同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 普通河川不動沢砂防工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
真壁郡真壁町大字山尾字芳ヶ谷、字樋ノ越、字中坪及び字西町地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和48年12月28日から昭和49年3月31日まで

-
- 1 起業者の名称 茨 城 県
 - 2 事業の種類 県道西木倉勝田線道路改良工事
 - 3 立ち入ろうとする土地の区域
那珂郡那珂町大字中台字池の上、字丁打場、字佐原山、字覚介、字北次男分及び字南次男分地内
" " 大字津田字北八軒及び字八軒地内
 - 4 立ち入ろうとする期間
昭和49年1月10日から昭和50年1月9日まで

●都市計画の図書の縦覧

水戸、勝田都市計画公園の変更(2, 2, 024 赤塚西団地第1児童公園外1公園の追加)に伴い、水戸市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

縦 覧 場 所 茨城県庁土木部都市計画課

●建築許可に関する聴聞

建築基準法第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴 聞 期 日 昭和48年12月26日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 水戸市城東3丁目289
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
木材の引割若しくは、かんな削りで出力の合計が0.75KWをこえる原動機を使用するもの(建具製作工場の新築)

- 4 申請者住所氏名 水戸市城東3丁目1-78
 有限会社五十嵐木工所
 代表取締役 五十嵐 一男
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 744.39㎡ 作業場 174.96㎡
 原動機13.5KW増設 13.12KW既設
- 6 建築物の位置 水戸市城東3丁目289
- 7 敷地面積 645.54㎡

建築基準法第51条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行ないます。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 聴聞期日 昭和48年12月26日 午後2時
- 2 聴聞場所 日立市水木町1丁目2092-1, 2095-1
- 3 聴聞事項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。
 原動機を使用する工場で、作業場の床面積の合計が50㎡こえるもの
 (自動車整備工場の増築)
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町海道付1982
 茨城三菱自動車販売(株)
 上 田 仁
- 5 建築物構造規模 木造, 鉄骨造 延面積185.76㎡ 既存 延面積552.92㎡
 原動機5.85KW既設
- 6 建築物の位置 日立市水木町1丁目2092-1, 2095-1
- 7 敷地面積 2,013.00㎡

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和48年12月24日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者 氏 名	住 所	道 路 の 位 置	道路幅員及び延長 幅 員 (m)	延 長 (m)
水土木指令 第827号	昭和 48.12.12	砂 川 清	勝田市大字稲田 430番地	勝田市大字稲田字原野 1275番の4の一部	4.00	25.50
" 第828号	"	笠間碎石株式 会社 代表取締役 三浦 二郎	笠間市片庭2488 番地	水戸市渡里町字念仏久 保2524番の4	4.00	25.35

" 第829号	"	菅 谷 敷	東茨城郡茨城町 前田91番地	東茨城郡茨城町前田字 東原1707番の157の一 部	4.00	34.20
------------	---	-------	-------------------	----------------------------------	------	-------



県政の総覧 …… 県民の六法

茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は，昭和47年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所